

指定居宅介護支援事業者運営規程

社会福祉法人巴会ケアセンターこんばす

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人巴会が開設し実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業に従事する介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態または要支援状態にある利用者に対して適正な居宅介護支援事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努める。

第2章 事業所の名称等

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人巴会ケアセンターこんばす
- (2) 所在地 宮崎市山崎町上ノ原1060番地1

第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 主任介護支援専門員 (常勤1名)

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 (常勤2名以上)

利用者の取扱件数は45件未満とする

介護支援専門員は、申請書の作成、居宅介護サービス計画の作成その他の居宅介護支援業務の提供を行う。

第4章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、年末年始(12/29~1/3)を除く。
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日の午前8:30~午後5:30とする。
- (3) 電話転送等により、365日24時間連絡が可能な体制とする。

第5章 居宅介護支援の内容及び利用料金

(居宅介護支援の内容)

第6条 居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護支援の提供について、利用者から相談があった場合は、こんぱす事務所又は、利用者の居宅のいずれかにおいて相談を受け付ける。
- (2) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面接して利用者の身体状況、心理社会的状況、生活環境等に関して、課題分析標準項目を網羅した方式等、利用者に最も適した方式を用いてアセスメントを行う。その結果に基づき、当該

地域における指定居宅サービス事業者等のサービス内容等に関する情報を提供し、利用者の選択或いは同意を得た上で居宅サービス計画を作成する。居宅サービス計画が効率的且つ効果的に実行されるよう、指定居宅サービス事業者等の連絡調整を行う。又、介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者などとの連絡を継続的に行い、少なくとも1か月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下モニタリングという）する。そのモニタリングの結果については、その都度記録する。

※モニタリングについては、サービス担当者会議において、利用者の同意とサービス担当者会議などで主治医や担当者の合意が得られた場合は、以下の条件によりテレビ電話などを活用して行えることとする。（1）利用者の状態が安定している（2）利用者がテレビ電話などを使い、意思疎通が出来る事（サポートを含む）（3）利用者の状況をサービス事業者との連携により収集できる事（4）少なくとも2か月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

また利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設の紹介その他の便宜を提供する。

（利用料等）

第7条 利用料等は次のとおりとする。

- （1） 指定居宅介護支援事業を実施した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

第6章 通常の事業実施地域

（通常の事業実施地域）

第8条 通常の事業実施地域は、宮崎市全域及び近郊とする。

第7章 緊急時等における対応方法

（緊急時などにおける対応方法）

第9条 事業所は、介護支援専門員が居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡するなどの必要な措置を講じるとともに、管理者へ報告するものとする。

(事故発生時における対応)

第10条 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は事故の状況や事故に際してとった処置などを、都道府県及び市町村、当該利用者の家族などに連絡し必要な措置を講じるとともに書面として記録するものとする

2 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時に関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備える為、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(苦情解決)

第12条 事業所は、提供した居宅介護支援に関する利用者からの苦情に敏速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するものとする。また、市町村から指導助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、運営適正化委員会の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等観点から虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

- (2) 地域包括支援センター等の関係機関及び成年後見制度の利用支援
- (3) 利用者及び保護者等からの苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所又は保護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第14条 事業所は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束など」という）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束などを行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(業務継続計画の作成)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第16条 事業所は、感染症発生およびまん延などに関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施などに取り組むものとする。

(ハラスメントの防止)

第17条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者などの就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じるものとする。詳細については「職場におけるハラスメントの防止に関する規定」により別に定める。

(秘密保持)

第 18 条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を洩らしてはならない。

2 事業所は、従業者であったものが正当な理由がなくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を洩らす事がないよう必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、他の事業者などに対して、ご利用者又はそのご家族に関する情報を提供する際は、予め文書により利用者又はその家族の同意を得ておくものとする。

(記録の整備)

第 19 条 事業所は、従業者、整備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から 5 年間保存するものとする。

(その他の事項)

第 20 条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。

第 21 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人巴会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年 1 月 1 8 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。